

委任状

私（以下、甲）は、下記の者を代理人（以下、乙）と定め、貴社が取り扱う①携帯電話等契約、②固定通信契約、③電気契約に関する以下の申請手続きの一切を委任します。なお、この委任状の有効期限は作成日より3ヵ月以内とします。

※該当内容について①②③にレ点チェックを行い、申請内容【 】内に○をつけてください。

<input type="checkbox"/> ①携帯電話等契約	お手続き対象の電話番号	0	0	-																
申請内容	<input type="checkbox"/> 割賦契約 <input type="checkbox"/> 携帯電話機等の購入契約(機種変更) <input type="checkbox"/> 情報変更 <input type="checkbox"/> 契約の解約 <input type="checkbox"/> 「ソフトバンクまとめて請求」に関する申込み <input type="checkbox"/> 携帯電話機等の修理 <input type="checkbox"/> ポイントの使用 <input type="checkbox"/> その他 ()																			
※機種変更とは、すでにご契約いただいているお客さまが携帯電話機等を追加でご購入されることをいいます。																				
※機種変更・情報変更は、クルーが通信量・通信料・通話料を照会して最適料金を案内することを含みます。																				
※ポイントの使用において、共有ポイントを使用する場合、同一請求内の方へ事前承諾を確認した上でお申し込みください。																				
<input type="checkbox"/> ②固定通信契約	お手続き対象のカスタマーID																			
申請内容	<input type="checkbox"/> 情報変更 <input type="checkbox"/> その他 ()																			
<input type="checkbox"/> ③電気契約	お手続き対象の供給地点特定番号 (22桁) ※1																			
- - - - -																				
お手続き対象のお客さま番号 (11桁) ※2		0	0	-																
申請内容	<input type="checkbox"/> ソフトバンクでんきのご契約 (スイッチング) ※3 <input type="checkbox"/> その他 ()																			
※1 契約者の電気契約に関する情報の閲覧・取得に必要な22桁の識別番号です。一部の電力会社では地点番号と記載されています。																				
※2 ソフトバンクでんきご利用で情報を変更する際は、供給地点特定番号かお客さま番号のいずれかを記載ください。																				
※3 ご利用中の電気のご契約を当社が取り扱う電気プランに切り替えること。お申し込みの場合は供給地点特定番号 (22桁) を記載ください。																				

契約者 (甲)	住所	【〒 - 】																		
	氏名	フリガナ												生年月日				印		
														西暦・大正・昭和・平成 年 月 日						
	割賦契約の場合、収入・生活区分、勤務先情報をご記入ください。収入・生活区分は該当の内容に○をつけてください。 (支払可能見込額調査が必要な場合は、契約者ご本人様に電話確認、またはご契約者情報申告書にて別途確認させていただきます)																			
	収入・生活区分	自分の収入のみで生活している	自分と配偶者(夫・妻)の収入を合算して生活している	配偶者の年収で生活している(専業主婦(夫))	親などの収入により生活している(アルバイト/年金)	親などの収入により生活している(学生)														
勤務先名	フリガナ												勤務先電話番号 (- -)							
代理人 (乙)	住所	【〒 - 】																		
	氏名													続柄						

※必ず契約者ご本人様の直筆にてご記入願います。契約者欄を代理人が代筆する場合は以下にサインをお願いいたします。

契約者本人の承諾の下で、契約者記入欄を記入する事に相違ありません。																			
【代筆者サイン】												連絡先電話番号 (- -)							

ご注意事項

- ・代理人は契約者のご家族、または後見人および保佐人・補助人に限ります。 ※ただし、携帯電話機の修理は、ご家族以外の方も代理人になることができます。
- ・代理人のご本人様確認書類、契約者と代理人の家族確認書類のご提出をお願い致します。
※「家族確認書類」とは、住民票記載事項証明書、健康保険証、等、ご家族であることが確認できる書類です。
- ・新規契約について、契約者が障がいをお持ちでご本人様の来店が困難な場合のみ、代理人によるお申し込みを受付致します。
携帯電話等契約の譲渡について、譲渡前の契約者が譲渡後の契約者を代理人とする場合のみ、代理人によるお申し込みを受付致します。
そのほか、一部の手続き（通話料明細書に関するご変更、暗証番号のご変更、等）については、ご本人様の申請に限り受付となります。
- ・割賦契約とは、個品割賦購入約款に基づく個品割賦購入契約または個別信用購入あっせん約款に基づく個別信用購入あっせん契約をいいます。

【販売店使用欄】 ※電話確認	※架電確認担当クルー名：																		
	月 日 時 分頃																		
【弊社使用欄】																			